

国民年金のお知らせ

国民年金保険料の免除申請について

7月1日（水）より、令和2年度国民年金保険料免除申請の受付が始まります。

国民年金保険料を納付することが難しい場合、前年所得に応じて保険料の全額または一部の額を免除することができます。

免除を受けるための条件は？

次のいずれかに該当する場合、免除を受けることができます。

- 本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定水準額よりも下回っている場合
- 失業により保険料を納めることが困難な場合

申請方法は？

印鑑をご持参のうえ、役場町民課、吉岡支所、年金事務所へお越しください。「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」をご記入・ご提出いただきます。

負担額はどのくらい？

今年度の国民年金保険料は16,540円です。免除区分により、負担額が異なります。

	全額	4分の3	半額	4分の1
本人負担額	0円	4,140円	8,270円	12,410円

学生の場合は？

前年所得が基準以下の学生の場合、国民年金保険料の納付猶予制度があります。

申請方法は？

「国民年金保険料学生納付特例申請書」に記入し、役場町民課または年金事務所へ提出してください。また、申請時には印鑑と学生であることが証明できるもの（学生証・在学証明書）が必要となります。

特例の免除申請制度もあります！

仕事を離職し所得が低下したことにより保険料を納めることが難しい方は、特例で保険料の免除申請をすることができます。離職票や雇用保険の受給者証など離職したことが分かるものをご持参のうえ、役場町民課、吉岡支所、年金事務所へお越しください。

お問い合わせ先

町民課 年金係 ☎ 47-4681(直通)
函館年金事務所 ☎ 0138-56-1165(国民年金課)